

平成30年11月16日

第17回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 平成30年11月16日(金) 午後1時30分
2. 会 場 吉井田支所大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 22番 宍戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者
事務局 長 石川 英弥
庶務係 長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美
農地係 長 阿部 裕一 主 査 梅宮 央樹

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第5号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 本日、齋藤 貴裕委員より欠席の届出がありました。

議長 事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第17回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

6番：宍戸 忠一 委員、18番：安田 善喜 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告第7号までを上程する。(72件)】

合計72件、平成30年11月16日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転11件、賃借権設定2件、計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から2番までの2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 区域番号1番、整理番号1番から2番までのご説明をいたします。整理番号1番2番は兄弟でともに譲渡人は耕作しておらず、譲受人は専業農家で、経営規模の拡大で水稻を作ること、区域協議会では問題なしと判断いたしました。皆様の審議の程よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号2番、整理番号3番から3ページ10番までの8件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 6番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長6番（発言を求める。）
議長 6番	6番（発言を許可する。） 区域番号2番、整理番号3番から10番までご説明申し上げます。3番につきましては、譲受人はももを栽培予定で効率的に耕作可能、4番につきましては、譲渡人は高齢で、譲受人は避難者で福島に今居住しており、経営規模の現状を維持するため、野菜を栽培することから周辺農地に影響を及ぼすことなく営農可能と判断しました。5・6・9番につきましては、譲受人が新規営農であります。9番は祖父からの譲渡ということもあり、父母の協力を得て、耕作可能であることから、周辺農地に影響なく、営農可能と判断いたしました。7番については現在も水稻と野菜を栽培しており、経営規模の拡大で問題なしと判断いたしました。8番については、親族間の農地の所有権移転で経営規模の拡大であることから問題なしと判断いたしました。10番については、譲渡人が高齢で耕作できないことから、自作地続きで譲受人が耕作するもので問題なしと判断しました。 今回の申請については、いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 9番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長9番（発言を求める。）
議長 9番	9番（発言を許可する。） 区域番号3番、整理番号11番についてですが、高齢で譲渡人が相続を受けた土地を管理できなくなったもので、近くを耕作する譲受人がももを栽培することと、所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号5番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 18番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長18番（発言を求める。）
議長 18番	18番（発言を許可する。） 区域番号5番、整理番号12番について、申請地は譲受人の家の前で耕作可能で、区域協議会では問題ないと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。 よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号13番についてご説明をいたします。譲受人は避難者で譲受人の空き家を借り受け、そこに居住して、すでに耕作しており、いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番についての13件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転10件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の計13件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	区域番号2番、整理番号1番は、転用目的が一般住宅敷地で、周辺農地に影響を及ぼすことなく、区域協議会の方では問題ないということで判断いたしましたので、ご審議お願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号2番から4番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	区域番号3番、整理番号2番から4番についてご説明申し上げます。2番は一般住宅敷地で、

3番4番は分家住宅敷地で、それぞれ周辺農地の営農条件に支障なく、区域協議会の中では問題ないということでしたので、審議の程よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号5番から6ページ、9番の5件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号5番の件でございます。転用目的は資材置場で周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。整理番号6番は農振除外の手続きをして、転用目的は宅地分譲敷地で、地区計画として都市計画法にのっとり申請されたものです。周りは宅地になっており、周辺農地に影響なしと判断いたしました。整理番号7番は、譲渡人は農家をやっておらず、申請地は建売住宅敷地で周辺農地に影響なく区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号8番は地形上耕作しづらい土地で、9番とともに一般住宅敷地で周辺農地に影響なしと判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 私より補足説明させていただきます。整理番号6番につきましては、面積が1ha以上で福島県常設審議委員会の案件となりますので、事務局と現地調査いたしました。現地調査の結果問題ないと判断いたしました。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号6番について、今回の申請地区は水害の多いところになります。2町歩以上の農地を転用するので、以前から飯坂街道沿いが冠水する場所であり、水の問題が起きないように地区から要望が出ていた案件です。地下に貯水槽を作り、下水道工事が間に合わないので、貯水池を設置し、対策することによって地元にも説明ありましたので、報告いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号10番及び11番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 区域番号5番、整理番号10番の件でございます。両脇が宅地に囲まれており周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。11番についても周辺が宅地化している3区画の建売住宅敷地の計画で、周辺農地に影響なしと区域協議会では判断いたしました。審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	区域番号6番、整理番号12番の件でございます。3種農地で小学校が近く宅地化が進んでおり、周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	区域番号7番、整理番号13番の1件でございます。1種農地ではありますが、宅地が点在しており、空き家取得後の建て替えのための進入路として宅地拡張を申請するもので、周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件について、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	8ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務のため、一時転用した期間が変更となったことによる変更承認申請2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	区域番号5番、整理番号1番についてご説明申し上げます。除染で出た草木の焼却処分待ちによる工期の延長で、現状として保全管理されておらず荒廃しておりますが、転用期間の半

年間の延長は区域協議会ではやむを得ないと判断しました。また状況によっては今後の転用許可は難しいと考えますのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より除染の方針などありましたら説明願います。

農地係長 今回の案件につきましては、一時転用になりますので最終的に農地として復元される旨確認しております。スケジュール及び現状の保全管理については担当である除染推進室に確認いたします。

1 番 議長 1 番（発言を求める。）

議長 1 番（発言を許可する。）

1 番 保全管理されていないが、今回の事業計画変更はそのまま承認という形でよいのか。

1 8 番 区域協議会ではやむなしとの意見です。

農地係長 今後の新規転用についてはスケジュール及び保全管理状況を確認するという事でいかがでしょうか。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号 6 番、整理番号 2 番の 1 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 0 番 議長 2 0 番（発言を求める。）

議長 2 0 番（発言を許可する。）

2 0 番 区域番号 6 番、整理番号 2 番についてご説明申し上げます。除染業務追加による工期の延長で、転用期間の半年間の延長は区域協議会では問題ないと判断しましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは、簡易採決により、議案第 3 号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号 1 番及び 2 番の 2 件について原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第 4 号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9 ページをお開きください。議案第 4 号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。

福島県農業振興公社への貸付分 4 件、6,729 m²で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

議案書 1 0 ページ、区域番号 4 番、整理番号 1 番の 1 件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番	議長13番(発言を求める。)
議長	13番(発言を許可する。)
13番	区域番号4番、整理番号1番について、設定を受ける者は専業農家で、自作地続きのため耕作可能で区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番(発言を求める。)
議長	20番(発言を許可する。)
20番	区域番号6番、整理番号2番についてご説明申し上げます。利用権を設定する者は自宅より遠く営農ができず、設定を受ける者は定年退職後農業を始め、区域協議会では問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番(発言を求める。)
議長	24番(発言を許可する。)
24番	区域番号7番、整理番号3番及び4番についてご説明申し上げます。利用権を設定する者は営農を続けることが難しく、設定を受ける者は近くの専業農家で区域協議会では問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第4号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
農地係長	次に、議案5号について事務局の説明を求めます。 11ページをご覧ください。議案第5号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。
議長	区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「調査書」のとおりです。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番(発言を求める。)

議長 18番 (発言を許可する。)

18番 区域番号5番、整理番号1番について、10月16日に委員2名と事務局1名の3名で、現地は行くのも困難な場所であり、地目は田であります、山林化していることを確認いたしました。区域協議会では非農地と判断しましたので、みなさんのご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第5号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番及び2番までの2件、原案のとおり決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願ひします。

農地係長 議案書12ページ、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、区域番号5番、整理番号6番の1件、議案書13ページ、区域番号7番、整理番号7番から14番までの8件、以上14件について、記載内容の受理を行っております。
議案書14ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号3番、整理番号4番の1件、区域番号4番、整理番号5番の1件、15ページ、区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、区域番号7番、整理番号8番1件、以上8件について、記載内容の受理を行っております。
議案書16ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番から5番までの3件、17ページ、区域番号3番、整理番号6番の1件、区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、区域番号6番、整理番号9番及び10番の2件、18ページ、区域番号7番、整理番号11番の1件、以上11件について記載内容の受理を行っております。
議案書19ページ、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番の1件、計2件について記載内容の受理を行っております。
議案書20ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号2番、整理番号1番の1件について、記載内容の証明を行っております。
議案書21ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について、区域番号3番、整理番号1番の1件について、記載内容の回答を行っております。
議案書22ページ、報告第7号、農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について、区域番号7番、整理番号1番の1件について、進達し裁定されたものです。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。
〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。
次に11月10日の第4回農業ふれあい体験事業の報告を、古閑実行委員よりお願ひいたし

ます。

古関委員 ふれあい体験事業の報告を申し上げます。今年度、最後の事業として本内地内の柴山栄重副実行委員長の畑において、ざる菊の鉢上げと葉牡丹・野菜の収穫作業を行いました。JAふくしま未来福島東部営農センターに集合し、宍戸会長よりご挨拶いただいた後に、柴山栄重副実行委員長より当日の作業等についてのお話をいただきました。また、会長の呼び掛けにより、菅田憲孝市議会議員もいらっしゃいましたのでご挨拶いただきました。その後、畑に移動して作業を行いました。大きく立派に育ったざる菊を鉢上げするのに苦労しながらも、柴山栄重副実行委員長を中心とした委員の方々の補助を受けながら、親子で協力して作業をしていました。続いて同じ畑で、葉牡丹・野菜の収穫作業を行いました。大人だけではなく、子供達も綺麗な葉牡丹や沢山の野菜を収穫出来てとても喜んでいました。作業終了後にじょーもびあ宮畑に移動し、収穫祭を行いました。

子供達にほうれん草の袋詰めや五平餅作りなどの体験をしてもらい、その後で委員の方々に作っていただいた野菜スープと五平餅などを食べたり、野菜クイズや食育についてのお話をしました。野菜のみで作られたスープと香ばしく焼けた五平餅は、参加者の皆さんにとっても好評でした。ご協力ありがとうございました。

議長 次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしましたが追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

[その他、発言なし。]

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

会長職務代理 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

(会長職務代理よりあいさつ)

慎重審議ありがとうございました。これで第17回総会を終了いたします。

(午後3時)

平成30年11月16日

これは、福島市農業委員会第17回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 6番 _____

議事録署名人 18番 _____